（別紙）

**(仮称)興隆寺農家レストラン新築工事設計業務委託に係る質問と回答について**

質問について、次のとおり回答します。

令和４年６月１７日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 該当箇所・ページ | 質 問 項 目 | 要 　旨 | 回　 答 |
| 1 | 実施要領  2ページ | ３．参加資格等  （１）  ス　平成２４年４月１日以降に施設本体が竣工した同種又は類似の新築又は改修工事設計業務の実績を有すること  （ア）同種業務とは、平成２４年４月１日以降に施設本体が竣工した、延床面積８０㎡以上飲食店の新築又は改修に係る設計業務をいう。  （イ）類似業務とは、平成２４年４月１日以降に施設本体が竣工した、延床面積８０㎡以上の店舗、料理店、スーパーマーケット等（平成３１年国土交通省告示第９８号、別添二、五第１類に該当するもの）の新築又は改修に係る設計業務をいう。 | 参加資格要件に平成24年4月1日以降に施設本体が竣工した同種又は類似の新築又は改修工事設計業務の実績を有することとありますが、3月27日に完了届を出したものではやはり要件を満たしていないため認めていただくのは難しいのでしょうか？ | 実施要領により、平成２４年４月１日以降と定めているため、同日以降の実績が無い場合は今回の設計業務の参加資格に該当しません。 |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |